

岐阜県公報

目次

告示

包括外部監査契約の締結

(行政改革課) 三〇五^{ページ}

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指

定

(廃棄物対策課) 三〇五

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 三〇六

道路の区域変更

(道路維持課) 三〇六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

基本測量の終了

(環境生活政策課) 三〇七

開発行為の工事の完了

(用地課) 三〇七

土地改良区役員の就任

(建築指導課) 三〇八
(恵那農林事務所) 三〇九

告示

岐阜県告示第二百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 契約の始期 平成二十二年四月一日

二 費用の算定方法 基本費用及び執務費用並びに実費を合算した額

三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い(ただし、必要に応じて前金払をする。)

四 契約の相手方 住所 大垣市北切石町三丁目十五番地一

氏名 高橋 浩彦

資格 公認会計士

岐阜県告示第二百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七五	安八郡神戸町大字末守字下五条野一 二二七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」といつ。)第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一七六	海津市海津町本阿弥新田字江西三番 割五九七、五九八、六〇一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第二百八十九号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	ニンジャ・アサシン		ローナー
	後ろから前から		池田
	団地妻・屋下がりの情事		池田
	性交エロ天使 たっぷりご奉仕		オーピー映画
	ある歯科医の異常な愛 - 狂乱オーガズム -		新日本映像
	させちやう秘書 生好き肉体残業		オーピー映画
新・監禁逃亡 美姉妹服従の症			新東宝映画

2 指定年月日

平成22年4月16日

3 指定理由

弊しく庄的感懐を授敷し、又は弊しく成忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字椿原字クルス二四四番四地先地内	前 一七〇 三三〇	後 一七五 六六八	一八〇 三三〇	一八〇 三三〇	
			前 一八〇 三三〇	後 一八〇 三三〇	一八〇 三三〇	一八〇 三三〇	

岐阜県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道						道路の種類	
御岳山 朝日線						路線名	
高山市朝日町胡桃島字 与十郎四二六番一地区 地内						区間	
後	前	後 B	前 A	前 A	後	前	別前変区 後更更域 ル（メ ）ト幅
二六〇 三〇〇	七〇〇 一〇〇〇	一九〇 二五〇	七〇〇 一〇〇〇	七〇〇 一〇〇〇	一八〇 二〇〇	七〇〇 一〇〇〇	延（メ ）ト長
七二〇		五〇〇 三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、一八四・五		備考
		A B 及び 係は及 に表示 するに 地の敷 分をい う。					

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年三月二十九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャータースクールぎふ
 - 三 代表者の氏名 脇田 庄太郎
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町三宅五丁目二二六番地の三
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、人権尊重の上から、自主的かつ自由で個性豊かな教育的事業を行い、地域に開かれた教室として、広く社会に寄与する。そしてすべての人々が平等で、明るく健全に暮らせる平和な地域社会づくりを目的とする。
- 基本測量の終了
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
- 平成二十二年四月十六日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 作業機関 国土交通省国土地理院
 - 二 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
 - 三 作業期間

<p>同西建築第五四号の二 同 二一・一一・六</p>	<p>同岐阜建築第二二号の八 同 二一・八・三 同岐阜建築第二八号の一 同 二一・二・二三</p>	<p>岐阜県指令岐建築第三四 号の一九一〇〇八 平成一九・八・二〇 同岐阜建築第三六号の一 九一〇〇九 同 二一・一・三〇</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>安八郡輪之内町下大樽新田字西宮野一 二七七番一、二七八番一、一四〇五 番一、一四〇五番二、一四〇五番三及 び一四〇五番四、海津市平田町三郷字</p>	<p>瑞穂市別府字井場四ノ町一七二〇番三 及び一七二二番一</p>	<p>羽島市正木町須賀赤松二六二番一外 一〇筆 同 市同 町上大浦一丁目二番、三番、 四番、五番一、五番二、六番一、七番 一及び七番二</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>道路、消防 の用に供す る貯水施設</p>	<p>道路</p>	<p>道路、消防 の用に供す る貯水施設</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>開発登録簿 による</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>海津市平田町今尾一五八〇番地 ファッションカネジユウ株式会社 代表取締役 赤 尾 秀 樹</p>	<p>瑞穂市別府一七二三番地一 株式会社宝HR 代表取締役 浅 野 仁 栄</p>	<p>岐阜市若宮町九丁目一六番地 株式会社トーカー 代表取締役社長 小野木 孝二</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>一 作業機関 国土交通省国土地理院</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省 国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。 平成二十二年四月十六日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>二 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量) 三 作業期間 平成二十一年五月十五日から 同 二十二年三月三十一日まで 四 作業地域 県内全域</p> <p>開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十二年四月十六日 岐阜県知事 古 田 肇</p>																			
<p>四 作業地域 大垣市、羽島市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町並びに安八郡 輪之内町及び安八町 基本測量の終了 平成二十一年五月一日から 同 二十二年三月三十一日まで</p>																			

同 中 建 築 第 四 三 号 の 五 同 二 一 ・ 一 〇 ・ 八	西前三三二番七及び三三二番八	緑地	同	愛知県弥富町鯛浦町東前新田四一番地の一 株式会社ギガス 代表取締役 佐藤健司
同 中 建 築 第 三 五 号 の 二 同 二 〇 ・ 二 ・ 二 一 同 中 建 築 第 四 六 号 の 二 同 二 一 ・ 六 ・ 二 三 同 中 建 築 第 四 六 号 の 四 同 二 一 ・ 八 ・ 一 八	加茂郡川辺町比久見字月ヶ洞四三八番 四の一部(第二工区)	道路、公園	同	加茂郡川辺町中川辺二五一八番地の四 川辺町長 佐藤光宏
同 東 建 築 第 五 二 号 の 二 同 二 一 ・ 七 ・ 八 同 東 建 築 第 五 四 号 の 八 同 二 一 ・ 二 ・ 一 九	恵那市大井町字原二二九四番一八外三 八筆及び法定外公共物(水路)	緑地、水路	同	愛知県豊橋市広小路二丁目四三番地 株式会社大木家 代表取締役 大木伸浩

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土 地 改 良 区 名	就 任 年 月 日	役 名	氏 名	住 所
中津川市 西部土地 改良区	平成 二二・四・五	理事 監事	奥村春吉 近藤金三郎 同	中津川市駒場 一六六番地六九九 千旦林 一五三五番地の四

平成二十二年四月十六日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター